

令和6年第12回野洲市農業委員会総会議事録

令和6年12月10日 午前9時25分より野洲市総合防災センター2階研修室において、令和6年第12回野洲市農業委員会総会を開催する。

出席委員は、下記のとおり。

出席委員

1 番	野洲 秀一
2 番	針本 一春
3 番	北中 良夫
4 番	井上 輝子
5 番	中濱 佳久
6 番	橋本 高明
7 番	森 恒仁
8 番	田中 靖志
9 番	角出 昇
10 番	北浦 一宏
11 番	木村 二郎
12 番	市木 和雄
13 番	米澤 博
14 番	井狩 憲一
15 番	辻 美智子
16 番	島村 平治
17 番	清水 稔
18 番	山本 芳隆
19 番	岩井 正男
20 番	青木 章
21 番	川東 静佳
22 番	石塚 健一
23 番	小森 喜一
24 番	廣瀬 久雄
25 番	山田 富男
26 番	立入 三千男

欠席委員 なし

会議に参与したる職員

農業委員会	事務局長	西野 智
	主 幹	竹中 宏
	専門員	遠藤 総一郎
	主 査	牧 利昌（兼務）
農林水産課	主 事	亀井 茜里
	主 査	牧 利昌

議長

みなさま、おはようございます。

それでは、総会につきまして、議事がスムーズに執り行われますよう、みなさまのご協力をよろしくお願い申し上げます。

ただいまから、令和6年第12回農業委員会総会を開会します。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

本日の出席委員は、26名全員であります。

それではこれより日程に入ります。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

第10番 北浦委員、 第11番 木村委員 を指名いたします。

日程第2 会期の決定について、本会期は、本日1日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議第45号及び議第46号の2議案を順次上程します。

議第45号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題とします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

「議第45号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」ご説明いたします。

案件は8件ございます。議案書の2ページから3ページをご覧ください。

資料は別紙Aの1ページから16ページとなります。

先ず1件目。

堤 ●●●、登記地目・現況地目ともに田、面積2,239 m²、堤 ●●●、登記地目・現況地目ともに田、面積1,706 m² について、譲渡人 ●●● 氏から、譲受人 ●●● 氏へ、地元堤区内の農地であり、地元堤で営農したいとのことから、売買により所有権の移転をされるものです。

譲渡人の ●●● 氏は、平成18年に相続により申請地を取得され、今般、耕作が困難な状況となり、所有権移転を判断されたものです。

一方、譲受人の●●●氏は、約109 a (アール)を自作されており、現在、年間を通じて農業従事されています。

申請地は、譲受人の●●●氏の自宅から車で数分の行ける農地で、今般、所有権移転の合意が得られ、今回の申請に至っています。

別紙Aの1ページの調査表をご覧ください。

譲受人の ●●● 氏に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。

また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりとなります。

次に、2件目。

堤 ●●●、登記地目・現況地目ともに畑、面積85 m²、堤 ●●●、登記地目・現況地目ともに畑、面積184 m² について、譲渡人(ゆずりわたしにん) ●●● 氏から、譲受人(ゆずりうけにん) ●●● 氏へ、会社退職後の仕事として農作業・耕作等の計画をされており、今回、売買により所有権の移転をされるものです。

譲渡人(ゆずりわたしにん)の●●●氏は、1件目と同様に相続により申請地を取得され、今般、耕作が困難な状況となり、やむなく所有権移転を判断されたものです。

一方、譲受人(ゆずりうけにん)の ●●● 氏は今回、畑を取得し、自家消費野菜の栽培を予定されており、年間を通じて適宜必要な期間、農業従事されるものと考えられます。

申請地は、譲受人(ゆずりうけにん)の●●●氏の自宅から車で数分で行ける農地で、今般、所有権移転の合意が得られ、今回の申請に至っています。

別紙Aの3ページの調査表をご覧ください。

譲受人(ゆずりうけにん)の ●●● 氏に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のい

れの項目においても問題はないものと考えます。

また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりとなります。

次に、3件目。

堤 ●●●、登記地目・現況地目ともに畑、面積 119 m²、堤 ●●●、登記地目・現況地目ともに畑、面積 505 m² について、譲渡人(ゆずりわたしにん) ●●● 氏から、譲受人(ゆずりうけにん) ●●● 氏へ、耕作農地の拡大のため、売買により所有権の移転をされるものです。

譲渡人(ゆずりわたしにん)の●●● 氏は、1件目、2件目と同様、相続により申請地を取得されていますが、今般、耕作が困難な状況となり、所有権移転を判断されたものです。

一方、譲受人(ゆずりうけにん)の●●● 氏は、約 372 a (アール)を自作されており、現在、年間を通じて農業従事されています。

申請地は、譲受人(ゆずりうけにん)の●●●氏の自宅から車で数分で行ける農地で、今般、所有権移転の合意が得られ、今回の申請に至っています。

別紙Aの5ページの調査表をご覧ください。

譲受人(ゆずりうけにん)の ●●● 氏に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。

また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりとなります。

次に、4件目。

堤 ●●●、登記地目・現況地目ともに畑、面積 310 m² について、譲渡人(ゆずりわたしにん) ●●● 氏から、譲受人(ゆずりうけにん) ●●● 氏へ、売買により所有権の移転をされるものです。

譲渡人(ゆずりわたしにん)の ●●● 氏は、平成30年に相続により申請地を取得され、今般、居住地から遠方なため、耕作するには適していないと判断され、所有権移転を判断されたものです。

一方、譲受人(ゆずりうけにん)の●●● 氏は、約 379 a (アール)を自作されており、現在、年間を通じて農業従事されています。

申請地は、譲受人(ゆずりうけにん)の●●●氏の自宅近くで、居住区域内の畑であり、耕作するには何かと便利であることから、今般、所有権移転の合意が得られ、今回の申請に至っています。

別紙Aの7ページの調査表をご覧ください。

譲受人(ゆずりうけにん)の ●●● 氏に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。

また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりとなります。

次に、5件目。

吉川 ●●●、登記地目・現況地目ともに田、面積 876 m²、吉川 ●●●、登記地目・現況地目ともに田、面積 2,797 m² について、譲渡人(ゆずりわたしにん) ●●● 氏から、譲受人(ゆずりうけにん) ●●● 氏へ、耕作農地の拡大ため、売買により所有権の移転をされるものです。

譲渡人(ゆずりわたしにん)の ●●● 氏は、令和2年に売買により申請地を取得され、今般、1件目で説明いたしました、居住地内の堤の農地の所有に伴い、今回所有権移転を判断されたものです。

一方、譲受人(ゆずりうけにん)の ●●● 氏は、約 179 a (アール)を自作されており、現在、年間を通じて農業従事されています。

申請地は、譲受人(ゆずりうけにん)の地元吉川で、●●●氏の自宅から車で数分で行ける農地で、今般、所有権移転の合意が得られ、今回の申請に至っています。

別紙Aの9ページの調査表をご覧ください。

譲受人(ゆずりうけにん)の ●●● 氏に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。

また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりとなります。

次に、6件目。

吉川 ●●●、登記地目・現況地目ともに畑、面積 682 m² について、譲渡人(ゆずりわたしにん) ●●● 氏から、譲受人(ゆずりうけにん) ●●● 氏へ、耕作農地の拡大ため、売買により所有権の移転をされるものです。

譲渡人(ゆずりわたしにん)の ●●● 氏は、昭和62年土地改良、換地処分により申請地を取得され、高齢のため耕作が困難となり、今般、所有権移転を判断されたものです。

一方、譲受人(ゆずりうけにん)の ●●● 氏は、約 216 a (アール)を自作されており、現在、年間を通じて農業従事されています。

申請地は、譲受人(ゆずりうけにん)の ●●● 氏の自宅から車で数分で行ける農地で、

今般、所有権移転の合意が得られ、今回の申請に至っています。

別紙Aの11ページの調査表をご覧ください。

譲受人(ゆずりうけにん)の ●●● 氏に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。

また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりとなります。

次に、7件目。

小比江 ●●●、登記地目・現況地目ともに田、面積2,192 m²について、譲渡人(ゆずりわたしにん) ●●● 氏から、譲受人(ゆずりうけにん) ●●● 氏へ、耕作農地の規模拡大のため、売買により所有権の移転をされるものです。

譲渡人(ゆずりわたしにん)の ●●● 氏は、平成22年に相続により申請地を取得され、今般、京都在住していることと高齢となり、今後農地の維持管理が困難となることから、所有権移転を判断されたものです。

一方、譲受人(ゆずりうけにん)の ●●● 氏は、約6,395 a (アール)を自作されており、現在、年間を通じて農業従事されています。

申請地は、譲受人(ゆずりうけにん)の●●●氏が現に耕作されている農地の付近の土地であることなどから、今般、所有権移転の合意が得られ、今回の申請に至っています。

別紙Aの13ページの調査表をご覧ください。

譲受人(ゆずりうけにん)の ●●● 氏に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。

また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりとなります。

次に、8件目。

入町 ●●●、登記地目・現況地目ともに田、面積268 m²、入町 ●●●、登記地目・現況地目ともに畑、面積563 m² について、譲渡人(ゆずりわたしにん) ●●● 氏から、譲受人(ゆずりうけにん) ●●● 氏へ、贈与により所有権の移転をされるものです。

譲渡人(ゆずりわたしにん)の ●●● 氏は、平成8年に相続により申請地を取得され、現在は栗東市内に住まいされ、耕作を自分ですることができなくなり、今回、所有権移転を判断されたものです。

一方、譲受人(ゆずりうけにん)の●●●氏は、申請農地と他の不動産も併せての所有権移転の話が進み、先月に申請地近くに草津市から転入されました。野菜の栽培は4年間程度経験があり、今回の耕作が落ち着いたら、農地拡大も検討していきたいとことです。

申請地は、譲受人(ゆずりうけにん)の●●●氏の自宅の裏手の農地で、今般、所有権移転の合意が得られ、今回の申請に至っています。

別紙Aの15ページの調査表をご覧ください。

譲受人(ゆずりうけにん)の●●●氏に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件・農作業常時従事要件・地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。

また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりとなります。

事務局からの説明は以上となります。

議長

続きまして、意見委員の説明を求めます。

第5番 中濱委員をお願いします。

中濱委員

5番 中濱です。1～4件目について、ご説明します。

先ず、堤の1件目の案件について説明致します。

ただ今、事務局からの説明があったとおり、今回、譲渡人(ゆずりわたしにん)の●●●さんは、農地の維持管理が困難とのことから、申請地の所有権移転を判断されたものです。

一方、譲受人の●●●さんは地元 堤 自治会内での田であり、地元で営農したいとのことから、合意が得られ、話がまとまり、今回の申請に至っております。

次に、堤の2件目の案件について説明致します。

譲渡人(ゆずりわたしにん)の●●●さんは、1件目と同様、農地の維持管理・耕作が困難とのことです。

一方、譲受人の●●●さんは、申請地は、堤 自治会内での畑であり、会社退職後の仕事として、農作業耕作等をするよう計画されており、お二人の間で合意が得られたものです。

次に、堤 の 3 件目の案件について説明します。

今回、譲渡人(ゆずりわたしにん)の●●●さんは、1 件目、2 件目同様、農地の維持管理・耕作が困難とのことで判断されたものです。

一方、譲受人の●●●さんは、現在、地元 堤 で水稻を 3 町余り耕作されており、引き続き営農を考えておられ、今般、耕作農地の拡大の思いから、合意が得られたものです。

次に、堤 の 4 件目の案件について説明します。

今回、譲渡人(ゆずりわたしにん)の●●●さんは、現在草津市にお住まいで、申請地は、今後も耕作していくには、遠方の為、適していないことから、所有権移転を判断されたものです。

譲受人の●●●さんは、住居地内の畑であることから、また、近隣で今後、何かと耕作するにつき、便利な畑であることから、お二人の間で合意されたものです。なお、4 件目は農地パトロールで遊休農地として把握していた農地であり、今後の活用を期待しています。

以上 4 件の申請となります。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。

次に、第 9 番 角出委員お願いします。

角出委員

9 番 角出です。

吉川 の 案件で 議案書 N05 の案件について、先ず、説明致します。

ただ今、事務局からの説明があったとおり、今回、譲渡人(ゆずりわたしにん)の●●●さんの地元 堤区内の田の所有権移転により、申請地である吉川区内の農地を所有権移転されるものです。

一方、譲受人の●●●さんは、耕作農地の拡大をしたいとのことから、合意され、今回の申請をされたものです。

次に、議案書 N06 の案件についてです。

今回、譲渡人(ゆずりわたしにん)の●●●さんは高齢により耕作が出来なくなったということで、申請地を手放すことを判断されたものです。

一方、譲受人の●●●さんは、地元農地の拡大を考えられており、合意され、今回の申請に至ったものです。

私からは、以上2件となります。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

続きまして、第6番 橋本委員お願いします。

橋本委員

7番目の案件について説明します。

詳細については事務局の説明の通りです。譲渡人は私の親族で、昨年まで私が当該地を耕作していました。譲渡人は過去に相続により当該地を取得したのですが、京都在住であること、高齢であること、私が耕作できないことから譲受人を紹介したところ、双方で売買が成立しました。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

続きまして、第14番 井狩委員お願いします。

井狩委員

8番目の案件について説明します。

この案件につきましては、譲渡人が、先月入町に転居してきた譲受人に無償で贈与するものです。譲受人は、農業を前向きにやっていきたいと考えており、一緒に取り組んでいきたいと考えております。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長

それでは、説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。ご質疑はございませんか。

米澤委員

資料A-1の農機具等の保有状況欄に「トラック、トラクター（購入予定）」だと記載がありますが、田を耕作するのに、これまで田植え機等はどのようにされていたのでしょうか。また、資料A-5についても同様です。

事務局

田植え機等は今のところ借りておられるということでございます。

小森委員

目標地図の素案で位置づけている者とは異なる方に譲渡されるのでしょうか。

事務局

皆様ご承知のように今年度末を目途に、地域計画を、農業組合長を筆頭に各集落で作っていただいております。現在、最終の修正等を支援している段階です。

当該案件については、今後、目標地図の素案を修正する予定です。

小森委員

今後、議案のどこかの欄に、譲受人が地域計画・目標地図に位置付けられている方なのか、それとも現時点では位置づけられていないが、今後変更する予定なのかを記載してほしい。

事務局

来年度以降、議案書の別紙 A で、地域計画との整合を確認する欄を設けることについて、検討します。

議長

他にご質疑はございませんか。

北中委員

資料 A-3 と A-15 の案件について、所得目標が年間 5 万円と記載があります。特に A-3 の場合、年間 5 万円の所得目標で労働人数が 3 人、田が 6,377 m²です。妥当性等を事務局で確認しているのでしょうか。

事務局

申請内容を転記しているのが現状です。観点としては、営農計画書の実効性の担保を重視しています。

議長

他にご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。これより議第 45

号の採決に入ります。お諮りいたします。
議第４５号について賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。
よって議第４５号は許可することに決定いたしました。

続きまして、議第４６号 農用地利用集積計画について、を議題とします。
この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」に基づき、利害関係者は議事に参与することができないということで、貸借関係者の方につきましてはご退席をしていただくことで進めます。
第３番 北中委員、 第１９番 岩井委員 に退席を求めます。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

「議第４６号 農用地利用集積計画について」をご説明いたします。
当議案は、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律 附則第５条第１項の規定により作成された、農用地利用集積計画について、本委員会の決定を求めるため、提出されたものです。

内容は別紙Ｂの明細書のとおりです。では、別紙Ｂの１ページ～２２ページをご覧ください。利用権が設定されたのは、合計 ３９３ 筆 ７１７,３５２ ㎡ です。
次に、別紙Ｂの１８ページをご覧ください。所有権が移転されたのは、３件あり、合計 ６ 筆 ７,７２８ ㎡ です。

事務局からの説明は以上となります。

議長

それでは、説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。

市木委員

お願いですが、氏名の読みにくいものにふりがなをつけていただけるとありがたいです。

農林水産課

できる限り努力します。

議長

他にご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終いたします。

これより議第４６号の採決に入ります。お諮りいたします。

議第４６号について賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって議第４６号は原案どおりと決定いたしました。

退席された委員は自席へお戻りください。

退席されていた 北中委員、 岩井委員 に報告いたします。

只今議題になっております、議第４６号は可決決定いたしました。

以上で、本日の議事案件の審議は終了いたしました。

続きまして、日程第４ 報告案件に入ります。

報告第２１号 農地法第４条第１項第７号の規定による届出の報告について、を議題とします。それでは、事務局の報告を求めます。

事務局

「報告 21 号 農地法第４条第１項第７号の規定による届出の報告について」をご説明いたします。

議案書の５ページをご覧ください。資料は、戻りまして、別紙Ａ－１７からＡ－１９になります。案件は３件です。

先ず１件目。野洲 ●●●、登記地目 田、現況地目 畑 面積 672 ㎡ について、申請人 ●●● 氏から自己用住宅建築に係る転用をするために届出があったものです。

次に２件目。永原 ●●●、登記地目 畑、現況地目 宅地 面積 109 ㎡ について、申請人 ●●● 氏から倉庫建築に伴う顛末案件として届出があったものです。

最後に３件目。西河原 ●●●、登記地目、現況地目ともに畑、面積 187 ㎡ について、申請人 ●●● 氏から店舗敷地拡張に係る転用をするために届出があったもの

です。

事務局からの説明は以上となります。

議長

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
これをもって、報告案件は終了いたしました。

以上をもちまして、令和6年第12回農業委員会総会を閉会いたします。
皆様お疲れ様でした。

閉会 9:55